

令和5年第7回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和5年7月27日(木) 午前9時00分～11時00分

開催場所 いちき串木野市役所 市来庁舎 3階会議室

出席農業委員(12人)

会長	12番	前田	浩二
会長代理	11番	久木山	純広
	1番	池田	善之
	2番	蓑手	幹夫
	3番	樋ノ口	正信
	4番	川畑	千秋
	5番	西	美香
	6番	木場	由美子
	7番	野元	京子
	8番	古賀	久美子
	9番	西村	四男
	10番	外菌	健藏

出席農地利用最適化推進委員(3人)

串木野地区1	藤園	宗男
串木野地区2	井手迫	正博
市来地区	永井	美治

出席職員 後潟局長、篠原主幹、松原主査、棚町主査

議事録署名委員 (10番 外菌 健藏 委員 ・ 11番 久木山 純広 委員)

議事日程

議事録署名委員の指名

日程第1 報告議案第17号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・中間管理法について

日程第2 議案第37号 農地法第3条第1項の規定による許可申請(4件)について

日程第3 議案第38号 農地法第4条第1項の規定による許可申請(1件)について

日程第4 議案第39号 農地法第5条第1項の規定による許可申請(6件)について

日程第5 議案第40号 非農地証明願(1件)について

日程第6 議案第41号 農用地利用集積計画案(継続2件)について

日程第7 議案第42号 農用地利用集積計画案(一括方式)(新規9件)について

日程第8 議案第43号 農用地利用配分計画書(耕作者変更機構貸出)について(1件)

会議の概要

局長 皆様、おはようございます。ただ今から、令和5年第7回いちき串木野市農業委員会総会を開会いたします。まず始めに、会長よりあいさつをお願いいたします。

会長 (あいさつ)

局長 会長どうもありがとうございました。それでは、令和5年第7回いちき串木野市農業委員会総会を進めてまいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第5条により、会議の議長は、会長が行うことになっておりますので、よろしくをお願いいたします。

議長 それでは会議規則に基づきまして、私の方で議長を務めさせていただきます。まず議事に入ります前に、事務局より本日の農業委員の出席状況の報告をお願いします。

局長 農業委員定数12名で、現在数12名に対し、出席委員数12名、全員出席でございます。過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第7条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員の3名の方々も、出席されていることを報告いたします。

議長 ありがとうございます。それではお手元の会次第に従いまして、進行してまいります。議事に入ります前に、本日の議事録署名委員の指名を行いたいと思います。いちき串木野市農業委員会規則第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、恒例により私の方で指名させていただきますのでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長 それでは本日の議事録署名委員に、10番 外菌健藏 委員、11番 久木山純広 委員をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。それでは、早速議事に入ります。まず、日程第1報告議案第17号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知(農地中間管理法)についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査 1ページをお願いします。日程第1報告議案第17号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知中間管理法分は1件2筆2,871㎡で

す。1番は借入地に不法投棄が多く、耕作条件が悪いため解約です。2番は、後程29ページの日程第8議案第43号農用地利用配分計画書にてご審議いただきますが、新たな耕作者と変更契約を行うための、借人と中間管理機構の間の合意解約です。貸人から中間管理機構への貸出しについての変更はありません。よろしく願いいたします。

議長 今、1件2筆と言われましたか。2件2筆ではないですか。

棚町主査 すみません、間違いました。2件2筆2,871㎡です。申し訳ございませんでした。

議長 ただ今、事務局の説明がありました。今回は2筆ということがございます。何か皆さんの方からご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にご質疑ないようですのでお諮りします。日程第1報告議案第17号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知農地中間管理法分2件につきましては、通知のとおり受理することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということがございますので、日程第1報告議案第17号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知農地中間管理法分2件につきましては、通知のとおり受理することで決定をいたしました。

次に進みます。日程第2議案第37号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は4件ですが、4件全てについて事務局の説明、及び現地調査の報告が終了した後に質疑に入りたいと思います。それでは事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査 日程第2議案第37号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。今月の申請は4件です。2ページをご覧ください。No.1についてご説明いたします。譲受人が譲渡人から所有する農地を、売買により譲り受けたいという申請です。今回の申請地は農用地区域内農地です。申請地は譲受人の自作地の隣で、以前から1枚の田として耕作しています。譲受人は所有する農地と借入地を全て耕作しておられます。下限面積の撤廃により、今回農用地区域内農地を取得できる

ようになりました。調査は【正】を野元委員、【副】を川畑委員にお願いしてあります。よろしくお願ひいたします。

議長 それでは現地調査の報告をお願いします。

野元委員 7番野元です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1について、7月21日（金）午後3時より譲受人立会いのもと、川畑委員と調査をしましたので報告いたします。申請地の位置図は2ページから3ページになり、農用地区域内農地です。現在も譲受人が、隣の〇〇と一緒に自家用水稲を作付け耕作されています。労働力は2人で、トラクター、田植機、コンバイン、草刈機等農機具一式を所有されています。申請地は自宅から7km程の位置にあります。特に問題はないと思われませんが、皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。次にNo.2について、事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査 4ページをご覧ください。No.2についてご説明いたします。譲渡人が譲受人へ、所有する農地を売買により譲り渡したいという申請です。今回の申請地は農用地区域外農地です。申請地は自宅の隣です。この申請地の畑と一緒に〇〇の宅地も売買をして、一体利用して耕作するそうです。譲受人は所有する農地はありませんが、親戚の農地を今まで耕作しておられます。下限面積の撤廃により、今回農地を取得できるようになりました。調査は【正】を樋ノ口委員、【副】を古賀委員にお願いしてあります。よろしくお願ひします。

議長 それでは現地調査の報告をお願いします。

樋ノ口委員 3番樋ノ口です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.2について、7月25日（火）午前8時15分から、行政書士と古賀委員と3人で現地を見てきました。場所は4ページから5ページをご覧ください。農地は農用地区域外農地です。現状は、申請地は自宅の隣接地で、管理がし易い所です。現在譲受人は耕作はしていません。草地になっている状態です。労働力は1人です。農機具は耕耘機、薬剤散布機等を所有されています。取得後は、野菜、特にキャベツ、人参を作付けし、自家消費するそうです。作業は手作業が多いです。私達が見た結果、特に問題はないと考えます。皆様方の審議方、よろしくお願ひします。

議長 それでは次のNo.3について、事務局の説明をお願いします。

棚町主査

6 ページをご覧ください。No. 3 についてご説明いたします。譲渡人が譲受人へ、所有する農地を売買により譲り渡したいという申請です。今回の申請地は農用地区域外農地です。申請地は自宅の隣です。譲受人は所有する農地はありませんが、家庭菜園として耕作をするそうです。調査は【正】を樋ノ口委員、【副】を古賀委員にお願いしてあります。よろしくお願ひいたします。

議長

それでは現地調査の報告をお願いします。

樋ノ口委員

3 番樋ノ口です。農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請 No. 3 について、7 月 25 日（火）午前 8 時 30 分から、行政書士と古賀委員と 3 人で現地を見てきました。場所は 6 ページ、7 ページをご覧ください。農地は農用地区域外農地です。申請地は自宅の隣です。現在譲受人は耕作していません。荒地になっている状態です。労働力は 2 人です。農機具はトラクター、耕耘機、草払い機、薬剤散布機を親戚から借りて作業をします。取得後は、野菜、ピーマン、なす等を作付けし、自家消費するそうです。作業はほとんど手作業です。私達が見たところ、特に問題はないと考えます。皆様方の審議をよろしくお願ひします。

議長

それでは次の No. 4 について、事務局の説明をお願いします。

棚町主査

8 ページをご覧ください。No. 4 についてご説明いたします。譲受人が譲渡人から、所有する農地を売買により譲り受けたいという申請です。今回の申請地は農用地区域内農地です。譲受人は所有する農地と借入地を全て耕作しておられます。農用地区域内農地であるため、譲受人は許可後農政課に農業用施設の用途変更申請を行い、収穫した野菜の貯蔵施設を建設する計画です。調査は【正】を川畑委員、【副】を野元委員にお願いしてあります。よろしくお願ひいたします。

議長

それでは現地調査の報告をお願いします。

川畑委員

4 番川畑です。農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請 No. 4 について、現地調査を行いましたので報告いたします。場所等につきましては、資料の 8 ページ、9 ページを参照してください。7 月 22 日（土）午後 2 時より譲受人立会いのもと、野元委員と私で調査を行いました。申請人は人参等を栽培しておられます。土地取得後に農政課へ農地利用計画変更の申請を行い、畑から農業用施設に用途変更を行って、野菜の貯蔵施設を作られる計画です。貯蔵施設を設置することにより通年の耕作ができ、農地の有効利用ができるということです。

農作業従事者は常時2名で、機械等も一式所有しています。通作距離は約8kmです。私どもの調査では問題はないと判断しましたが、皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。以上4件について、事務局の説明及び現地調査の報告がありました。ただ今から質疑に入りたいと思います。まず2ページ、3ページのNo.1について、皆さんの方から何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないようでございます。次に4ページ、5ページのNo.2について、皆さんの方から何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようでございます。次に6ページ、7ページのNo.3について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようでございます。次に8ページ、9ページのNo.4について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

いずれも特にないようでございますので、一括してお諮りいたします。日程第2議案第37号農地法第3条第1項の規定による許可申請今回は4件でございますが、いずれも申請のとおり許可することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第2議案第37号農地法第3条第1項の規定による許可申請4件につきましては、いずれも申請のとおり許可することと決定いたしました。

次に進みます。日程第3議案第38号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は1件です。事務局の説明をお願いいたします。

松原主査

日程第3議案第 38 号農地法第4条第1項の規定による許可申請1件についてであります。10 ページをお開きください。申請地を貸資材置場として、自社の資材置場に利用したいための申請です。八房〇〇は、平成 16 年頃から既に資材置場として使用していたため、始末書が添付されております。また、貸資材置場として、使用貸借契約書も添付されております。第2種農地でその他の農地となっております。調査委員は【正】を古賀委員、【副】を樋ノ口委員にお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

古賀委員

8番古賀です。農地法第4条第1項の規定による許可申請No.1について、7月25日(火)午前9時10分より代理人の行政書士立会いのもと、樋ノ口委員と調査をしましたので報告いたします。資料の10ページ、11ページをご覧ください。申請地は第2種農地で、その他の農地となっております。転用目的は、申請地を貸資材置場として、使用貸借により自社の資材置場に利用したいためです。なお、申請地を3条許可申請で平成15年10月に取得しましたが、会社が使用するための資材置場が不足するようになり、適当な土地を探していたところ、申請地の広さや位置等が資材置場の条件に合致していたので、無断で造成していたとのことで、農地法所定の許可を取るべきことをしないまま、違反転用をしていましたと、始末書が添付されております。資料では、申請地の西側〇〇は田となっておりますが、原野の状態、杉が植えてあります。東側は畑、南側は道路、北側は雑種地です。被害防除計画書の造成計画は、現状のまま利用します。これに伴う被害防除策は、土砂等の流出対策として、道路に面した南側の境界以外には、ブロックを積みます。周辺の農地の日照、通風等に支障を及ぼす恐れを生じさせないための策として、幅2.5m程度の緑地、緩衝地を設けます。資材置場として使用するため、日照、通風等に影響を及ぼすことはありません。用・排水計画の雨水は自然流下となっております。資金調達計画は、造成済みのため資金は不要で、工事は9月の完了予定となっております。5条申請の備考欄に記載してあります書類等が添付されており、何ら問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

議長

今のは5条申請ではなくて、4条申請ですね。

古賀委員

すみません、4条申請です。

議長

ただ今事務局の説明と、現地調査の報告がありました。皆さんの方から何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にご質疑ないようでございます。皆さんご存知だと思っておりますが、申請人は〇〇の代表で、自社というのは〇〇ですので、ご了解いただきたいと思います。他に特にご質疑ないようですので、お諮りします。日程第3議案第38号農地法第4条第1項の規定による許可申請1件につきましては、申請のとおり許可することをご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第3議案第38号農地法第4条第1項の規定による許可申請については、申請のとおり許可することと決定いたしました。

次に進みます。日程第4議案第39号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は6件です。6件全てについて事務局の説明、及び現地調査の報告終了後、質疑に入りたいと思います。それでは、事務局の説明をお願いします。

松原主査

日程第4議案第39号農地法第5条第1項の規定による許可申請6件についてであります。12ページをお開きください。No.1についてご説明いたします。譲受人は申請地を買い受けて貸資材置場として、自社の〇〇の資材置場に賃貸借により利用したいための申請であります。土地賃貸借契約書が添付されております。また、資材を置くにあたり隣地を通るため、通行承諾書も添付されております。代替地を2ヶ所検討しましたが、適当な土地が見つからなかった状況です。第2種農地で、駅から500m以内農地であります。調査委員は、【正】を蓑手委員、【副】を久木山委員にお願いしてあります。よろしくお願いいたします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

蓑手委員

2番蓑手です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1についての調査報告をいたします。7月21日(金)午後1時から、現地で譲受人立会いのもと、久木山委員と私が調査をいたしました。位置図につきましては資料の12ページ、13ページをご参照ください。申請農地は第2種農地、駅から500m以内の農地ということになります。譲受人は申請地を資材置場として買い受けて、自社の資材置場に賃貸借により利用するため、転用するものであります。申請地付近の隣地につきましては、北側、西側は道路、南側は田ですが、近くの〇〇護岸工事の工事車両の関係通路として利用されており、田としての

形状はない状況であります。目的の確実性については、資金は自己資金で、許可され次第現状のままで、自社の型枠資材、足場材、安全施設材置場として利用するということでもあります。現場を改造する際に、隣地との境界杭の遺失、境界既設のブロックを損傷することのないよう指示をしてございます。用水を使用しないため、汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下で既設水路、（スクリーンを指して）左側のガードレールがある水路へ流すということもございます。敷地については水の流れる傾斜等を配慮するよう指示いたしております。関係書類につきましては、備考欄に記載してある書類が提出されており、私どもの調査では、転用について何ら問題はないと判断をいたしました。以上です。

議長 ありがとうございます。続いてNo.2について事務局の説明をお願いします。

松原主査 No.2についてご説明いたします。14 ページをお開きください。譲受人は現在借家住まいのため、申請地を使用貸借にて借り受け、夫婦で住宅を建築したいための申請であります。隣地の親戚が、敷地内までコンクリート舗装をしており、始末書が添付されております。今回、敷地内のコンクリート舗装は、剥がす予定となっております。第3種農地で第1種低層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は【正】を西村委員、【副】を木場委員にお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

西村委員 9番西村です。農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.2について、7月21日午前9時より、行政書士立会いのもと、木場委員と調査を実施しましたので報告いたします。資料は14ページ、15ページを参照してください。申請地は第3種農地で、第1種低層住居専用地域にあります。転用目的は現在借家住まいのため、申請地を使用貸借にて借り受け、自己の住宅を建築したいためです。土地条件は転用に合致していると思います。許可後速やかに着工します。周囲には作付けしている農地はなく、雨水排水は南側水路に放流し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理するとのこと。被害防除としては、境界はブロック積みにします。付近の状況は、東側は田、西側は宅地、南側は道路、北側は田です。被害防除計画書他の添付書類については、5条申請書の備考欄に記載してあります。特に問題はないと見てきました。皆様のご審議の程よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。それではNo.3について事務局の説明をお願い

いします。

松原主査

No.3についてご説明いたします。16 ページをお開きください。譲受人は申請地を買い受けて、資材置場として使用したいための申請であります。第3種農地で第2種住居地域であります。調査委員は【正】を木場委員、【副】を西村委員にお願いしてあります。よろしくお願ひします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

木場委員

6番木場です。農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.3についての調査報告をいたします。7月21日午前9時20分より、行政書士立会いのもと、西村委員と私で調査を実施しました。申請地は第3種農地、第2種住居地域です。位置図は16ページ、17ページを参照してください。転用の目的は、譲受人の会社のボーリング用掘削パイプ10本程を置くためということです。周囲の状況は東側が宅地、西側は道路、南側は宅地、北側は宅地で、西側道路に側溝が入っています。被害防除計画書、その他の書類は、5条申請書の備考欄に記載してあります。資金調達は全額自己資金です。許可後着工し、周囲に農地はなく、問題はないと見てきました。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございます。次のNo.4について事務局の説明をお願いします。

松原主査

No.4についてご説明いたします。18ページをお開きください。譲受人は現在借家住まいで手狭であるため、利便性の良い申請地を買い受けて、住宅を建築したいための申請であります。第3種農地で第1種中高層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は【正】を池田委員、【副】を外菌委員にお願いしてあります。よろしくお願ひします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

池田委員

1番池田です。農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.4について、7月21日午前9時より、行政書士立会いのもと、外菌委員と調査を実施しましたのでご報告いたします。申請地は第3種農地で、第1種中高層住居専用地域です。位置図は18ページ、19ページを参照してください。転用の目的は、現在借家住まいで手狭であるため、利便性の良い申請地を買い受けて、住宅を建築したいためです。被害防除計画書、融資証明書等、5条申請書の備考欄に記載されている書類が提出されています。申請地の周囲は住宅が多く、北側は道

路、西側は畑、南側と東側は宅地です。西側の畑の境界にはブロック積みを行って、建物から1mの緩衝地を設け、北側の道路方面は切土を30cm程行い、駐車場を整備して土砂の流出を防ぐそうです。雨水は溜槽を設けて、北側の道路の側溝に水路放流、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理して水路放流するそうです。許可次第着工することです。何ら問題はないと考えます。皆様のご審議の程よろしくお願いたします。

議長 次のNo.5について事務局の説明をお願いします。

松原主査 No.5についてご説明いたします。20ページをお開きください。譲受人は申請地を贈与により譲り受け、隣地の原野519㎡と一体利用し、グランピング施設を運営したいための申請であります。一体利用地を含め860㎡であります。譲受人の現在の事業目的は、土木建築工事事業及びそれに附帯する業務となっておりますが、今回の申請に伴い、グランピング施設の運営も新たに申請を予定しております。海が見えて、自分の土地である隣地の原野を利用したいため、代替地の検討は行っておりません。第2種農地で、その他の農地であります。調査委員は【正】を外菌委員、【副】を池田委員にお願いしてあります。よろしくお願いたします。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

外菌委員 10番外菌です。農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.5について、7月21日午前8時より、行政書士立会いのもと、池田委員と私が調査を実施しましたので報告いたします。申請地の位置図は20ページ、21ページを参照してください。転用の目的は、申請地の隣地を譲り受け一体利用し、グランピング施設を運営するためです。農地区分は第2種農地で、その他の農地です。グランピング施設は88.85㎡、駐車場、緩衝地を含め771.15㎡になり、1組限定で受け入れる予定です。申請地の東側は畑、西側は畑、南側は山林、北側は道路です。用・排水計画は、用水は公共上水道、雨水は自然流下、汚水・生活雑排水は合併浄化槽です。着工予定は8月です。被害防除計画書等は、5条申請書の備考欄に記載してある書類が提出されています。私たちの調査では、特に問題はないと思われませんが、皆様のご審議の程よろしくお願いたします。

議長 それではNo.6について、事務局の説明をお願いします。

松原主査 No.6についてご説明いたします。22ページをお開きください。譲受人は駐車スペースが無いため、申請地を買い受けて、自家用車や仕事で使う小型

ダンプ、その他親戚等集まった際の駐車場として利用したいための申請であります。昨年6月から隣地の家に住んでおり、家の面積との合計は、354.93 m²となっております。また、許可申請を知らず、既に半分を駐車場として使用しており、始末書が添付されております。第3種農地で、第1種低層住居専用地域であります。調査委員は【正】を久木山委員、【副】を蓑手委員にお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

久木山委員 11番久木山です。農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.6について、7月22日(土)午前9時より、行政書士立会いのもと、譲受人と蓑手委員と4名で農地転用実態調査を実施しました。申請地につきましては、22ページ、23ページを参照してください。今回の申請は駐車スペースが無いため、申請地を買い受けて、自家用車、小型ダンプ、その他親戚等集まりの際の駐車場として利用したいための申請であります。なお、1年前に家を購入し、現在まで隣の土地に無断駐車場をしているために、始末書が添付してあります。農地区分は第3種農地で、第1種低層住居専用地域であります。東側は道路、西側は畑、北側は宅地、南側は畑です。畑については、現在利用していない休耕地です。雨水排水は、市道の側溝に放流する予定です。調査したところ、何も問題はないと思います。皆様のご審議をよろしくお願い申し上げます。

議長 ありがとうございます。以上6件について、事務局の説明と現地調査の報告がありました。ただ今から質疑に入りたいと思います。まず、12ページ、13ページのNo.1について、何か皆さんご質疑ございませんでしょうか。補足で説明いたしますと、先程現地調査の報告の中で、通行承諾書、市道への出入りが直接できないということで、隣の田、〇〇から、〇〇までを通行しますという通行承諾書をいただいておりますが、ここは現在も農用区域内農地です。先程話がありましたように、南側を流れている〇〇の護岸工事が現在進捗をしております。その仮設道路ができてはいるんですが、その河川工事のためにこの農用区域内の田んぼと南側の田んぼ等を、仮設道路工事用のための資材等の置場、或いは車両等の通行のために一時転用している部分であります。なお、〇〇は2級河川で、県が事業主体で、県が発注する工事に関連する仮設道路等の利用ということで、農地法上は許可不要となっております。許可申請もせずに通路として利用されているということで、その道路部分を賃貸借によって、通行承諾をもらって、出入りをするといったことのごようでございます。何か他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にないようでございます。次の 14 ページ、15 ページのNo.2 について何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にないようでございます。次の 16 ページ、17 ページのNo.3 について何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にないようでございます。次の 18 ページ、19 ページのNo.4 について何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にないようでございます。次の 20 ページ、21 ページのNo.5 について何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にないようでございます。次の 22 ページ、23 ページのNo.6 について何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 いずれの案件についても特にご質疑がないようでございますので、一括してお諮りしたいと思います。日程第4 議案第 39 号農地法第5 条第 1 項の規定による許可申請今回は6 件でございますが、いずれも申請のとおり許可することで、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということでございますので、日程第4 議案第 39 号農地法第5 条第 1 項の規定による許可申請6 件につきましては、いずれも申請のとおり許可することで決定いたしました。

次に進みます。日程第5 議案第 40 号非農地証明願についてを議題とします。今回の申請は、違反転用の案件ではございませんので、現地調査の報告もお願いしたいと思います。それでは事務局の説明をお願い

いたします。

松原主査

日程第5議案第 40 号非農地証明願1件についてであります。24 ページをお開きください。No.1 についてご説明いたします。平成 16 年に生福〇〇を相続しましたが、既に古い住宅が建っており、リフォームして現在も使用している状況です。その他については、20 年以上前に転用申請により〇〇を建てましたが、地目の変更をしておらず、農地のままになっていたため、今回地目を正しく直そうとするものであります。調査委員は【正】を川畑委員、【副】を野元委員をお願いしてあります。よろしくお願いいたします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

川畑委員

4 番川畑です。日程第5議案第 40 号非農地証明願No.1について、調査報告をいたします。場所等につきましては、資料の 24 ページ、25 ページを参照してください。7 月 22 日（土）13 時 30 分から、申請人立会いのもと、野元委員と私で調査をしました。生福〇〇については、平成 16 年相続時に古い住宅が建っていて、その後住宅を新築されております。その他は平成8年に転用申請により〇〇を建てましたが、地目の変更をせずに現在に至っております。いずれの土地も 20 年以上経過しており、今回の申請により地目変更を行いますとのことで、始末書が提出されております。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

今回の申請は 1 件です。ただ今事務局の説明と現地調査の報告がありました。皆さんの方から何かご質疑ございませんでしょうか。私の方から質問をしていいですか。違反転用指導にもなっておらずに、20 年以上申請がなかったということですが、なぜ今回非農地証明願を出すということになったのでしょうか。そこらあたりの経緯がわかれば説明してください。

松原主査

今回申請を出されるにあたって、申請人が歳をとってきたので、終活を含めてきちんとしておきたいということでの非農地証明願です。

議長

身辺整理をするにあたって、こういう違反が判明したということで、今回改めて申請をすることになったということでございます。何かご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

特にご質疑ないようでございますので、お諮りします。日程第 5 議案第 40 号非農地証明願につきましては、申請のとおり非農地証明を発

出することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということですので、日程第5議案第40号非農地証明願1件につきましては、申請のとおり非農地証明を発出することで決定をいたしました。

次に進みます。日程第6議案第41号農用地利用集積計画書案についてを議題といたします。なお、「農業委員会等に関する法律第31条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第11条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっておりますので、関連する委員、今回は〇〇委員でございます。すみませんがご退席をお願いします。

〇〇委員退席後

それでは事務局の説明をお願いします。

棚町主査

26ページをお願いします。日程第6議案第41号7月分の農用地利用集積計画書案は、2件2筆2,139㎡で、全て継続の申請です。いずれもお互いに顔見知りのため、貸借契約を簡単に済ませたいための利用権設定です。よろしくお願いします。

議長

今回は2件2筆ということになっております。皆さんの方から何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にご質疑ないようでございます。お諮りします。日程第6議案第41号農用地利用集積計画書案2件2筆については、先程説明のあったとおりの内容で決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということですので、日程第6議案第41号農用地利用集積計画書案2件2筆につきましては、説明のあった内容で決定をいたしました。〇〇委員はまた自席へお戻りください。

〇〇委員着席後

次に進みます。日程第7議案第42号農用地利用集積計画書案(一括方式)を議題とします。なお、「農業委員会等に関する法律第31条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第11条」の規定によ

り、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっておりますので、関連する委員、今回は〇〇委員でございます。すみませんが退席をお願いします。

〇〇委員退席後

それでは事務局の説明をお願いします。

棚町主査

27 ページから 28 ページをお願いします。日程第 7 議案第 42 号 8 月 1 日開始の農用地利用集積計画書案一括方式は、9 件 23 筆 19,071 ㎡です。これらは全て新規の契約です。所有する農地のある方は、全て耕作しておられます。所有する農地の無い借人は、借入地は全て耕作しておられます。よろしくお願いいたします。

議長

ただ今、事務局の方から説明がありました。何か皆さんの方からご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にご質疑ないようでございますので、お諮りします。日程第 7 議案第 42 号農用地利用集積計画書案(一括方式)につきましては、27 ページから 28 ページに掲載の内容で決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第 7 議案第 42 号農用地利用集積計画書案(一括方式) 23 筆につきましては、報告のあったとおりの内容で決定をいたしました。〇〇委員はまた自席へお戻りください。

〇〇委員着席後

次に進みます。日程第 8 議案第 43 号農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画書(耕作者変更機構貸出)についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査

29 ページをお願いします。日程第 8 議案第 43 号 8 月 1 日開始分の農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画書は、耕作者変更機構貸出分で、1 件 1 筆 1,765 ㎡で、新規の契約です。先程 1 ページの日程第 1 報告議案第 17 号の合意解約通知にてご審議いただきました農地です。借人は、借入地を全て耕作しておられます。当初の契約内容を変更せず、耕作者の変更のみを行う場合に用いられる契約です。契約期間が中途半端な期間設定になっておりますが、中間管理機構の都

合で、当初の契約日からの終期をそろえるため、残存期間で再契約を結ぶものです。よろしくお願ひします。

議長 ただ今事務局の説明がありました。耕作者変更の関係でございます。皆さんの方からご質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 特にご質疑ないようでございますのでお諮りします。日程第8議案第43号農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画書（耕作者変更機構貸出分）については、29ページに掲載の内容で決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしということでございますので、日程第8議案第43号農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画書（耕作者変更機構貸出分）につきましては、29ページ記載の内容で決定をいたしました。
以上で、議事については全て終了しました。

議事録署名委員

• _____
• _____

